

敦賀港事故防止連絡協議会

台風、津波等対策委員会細則

規約第7条により次の細則を定める。

1 用語の定義

本細則で使用する気象用語については、気象庁が提供する気象情報の用語による。

(1) 台風・低気圧に関する用語

- ① 暴風域：台風の周辺で平均風速25m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性のある領域
- ② 暴風警報：暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する警報
- ③ 最大風速：10分間平均風速の最大値

(2) 津波に関する用語

- ① 津波注意報：予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表
- ② 津波警報：予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に発表
- ③ 大津波警報：予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に発表

2 台風に対する安全対策

(1) 第1体制（荒天準備）

- ① 暴風域が12時間以内に敦賀港に到達すると予想される時（下記②に該当する場合を除く）は、荒天準備を行い、直ちに運航できるよう準備や工事・作業現場での資機材の流出防止をとるなど、別表第1の1頁に掲げる措置をとるものとする。
- ② 勢力の強い台風（中心付近の最大風速が40m/s以上）の暴風域が12時間以内に敦賀港に到達すると予想される時（中心が敦賀港及びその周辺海域を通過しないことが明らかな場合を除く）は、他の海域に避難する船舶は余裕をもって避難を開始するなど、別表第1の3頁に掲げる措置をとるものとする。

(2) 第2体制（避難勧告）

- ① 暴風域が6時間以内に敦賀港に到達すると予想される時（下記②に該当する場合を除く）は、総トン数500ト以上の大型船及び危険物積載船は安全な水域への避難、

その他の船舶は、安全な場所に避難し厳重な警戒態勢をとるなど、別表第1の2頁に掲げる措置をとるものとする。

- ② 勢力の強い台風（中心付近の最大風速が40 m/s以上）の暴風域が6時間以内に敦賀港に到達すると予想される場合（中心が敦賀港及びその周辺海域を通過しないことが明らかな場合を除く）は、総トン数500ト以上の大型船及び危険物積載船は原則として港外の安全な水域へ避難するなど、別表第1の4頁に掲げる措置をとるものとする。

(3) 体制の解除

第1、第2体制の解除は、暴風警報の解除をもって発令する。

ただし、暴風警報が発令されなかった場合は別途協議する。

3 低気圧に対する安全対策

(1) 第1体制（荒天準備）

暴風（雪）警報が発表され、陸上において最大風速20 m/s以上の風が予想されるときは荒天準備を行い、直ちに運航できるよう準備や、工事・作業現場での資機材の流出防止をとるなど、別表第1の1頁に掲げる措置をとるものとする。

(2) 第2体制（避難勧告）

暴風（雪）警報が発表され、陸上において最大風速25 m/s以上の風が予想されるときは、総トン数500ト以上の大型船及び危険物積載船は安全な水域への避難、その他の船舶は、安全な場所に避難し厳重な警戒態勢をとるなど、別表第1の2頁に掲げる措置をとるものとする。

(3) 第1、第2体制の発令は、暴風（雪）警報の発表をもって発令する。

(4) 第1、第2体制の解除は、暴風（雪）警報の解除をもって発令する。

4 津波に対する安全対策

(1) 津波の来襲が予想され、気象庁から津波注意報及び津波・大津波警報が発表された場合、人命の安全確保を最優先に、船舶は荷役・作業を中止し、津波来襲までの時間的余裕の有無により港外退避、係留避泊又は陸上避難等、別表第2の船舶対応表を基準として安全対策を実施する。

(2) 第1、第2体制の発令は、「福井県」を対象とする津波注意報及び津波・大津波警報の発表をもって自動発令とする。第2の船舶対応表を基準として安全対策を実施する。

(3) 第1、第2体制の解除は、「福井県」を対象とする津波注意報又は津波警報の解除

をもって発令する。

5 情報の伝達

- (1) 台風、津波等対策委員会は、以下の場合に各体制についての伝達を行う。
 - ① 気象庁から台風及び低気圧に対する安全対策の各体制の発令基準に該当するか、又はそれが予想される情報等を入手した場合。
 - ② 気象庁から津波に対する安全対策の各体制の発令基準に該当するか、津波注意報又は津波警報を入手した場合。
- (2) 台風、津波等対策委員会が行う伝達は、各委員へFAX等により伝達する。
- (3) 委員は、発災時に本船との連絡が不通となる事態を想定し、入港時の訪船等に併せ、委員会の安全対策を確実に周知すること。

附則

平成22年 7月 1日 「台風、津波等対策委員会細則」制定

平成25年 3月18日 一部改正

平成25年 6月19日 一部改正

平成26年12月17日 一部改正

平成29年 5月29日 一部改正

令和 2年 9月 1日 一部改正

本細則は、令和2年9月1日から施行する。